名古屋大学農学部同窓会関東支部 会則の改正案

2018年4月11日幹事会承認

1 提案の趣旨

支部の会計を公正・明瞭にするため、監査役を置き、会計処理を一元化できるよう支部名義のゆうちょ銀行口座を作る。

2 会則改正の理由

現在は支部長及び幹事(事務局長)による会計をチェックする体制がないため、総会で監査役を 選出できるようにする。支部名義のゆうちょ銀行口座を開設するために、会則に支部の所在地を記 す。

- 3 会則(本則)の改正案
 - (1) 第二章の題名「名称」を「名称及び所在地」とする。
 - (2) 第二条の二を設ける。

「第二条の二 この会を次の所在地に置く。

東京都千代田区神田錦町 3-28

(学士会館内名古屋大学東京連絡所)」

- (3) 第五条の2.の次に、「3. 監査役 1名」を加える。
- (4) 第六条の「支部長は、支部総会で選出され、」を「支部長及び監査役は、支部総会で選出され、」とする。
- 4 第二章、第五章の現行と改正案との対比表

4	
現行	改正案
第二章 名称	第二章 名称 <u>及び所在地</u>
第二条 この会は、名古屋大学農学部同窓会関東	第二条 この会は、名古屋大学農学部同窓会関東
支部と称する。	支部と称する。
	第二条の二 この会を次の所在地に置く。
	東京都千代田区神田錦町 3-28
	(学士会館内名古屋大学東京連絡所)
第五章 役員	第五章 役員
第五条 この会は、次の役員を置く。	第五条 この会は、次の役員を置く。
1. 支部長 1名	1. 支部長 1名
2. 幹 事 若干名(うち事務局長1名)	2. 幹 事 若干名(うち事務局長1名)
	3. 監査役 1名
第六条 支部長は、支部総会で選出され、その任期	第六条 支部長 <u>及び監査役</u> は、支部総会で選出さ
は次の総会が開かれる迄の期間とする。但し留任を	れ、その任期は次の総会が開かれる迄の期間とす
妨げない。尚、支部長は、幹事を任命し、幹事の中	る。但し留任を妨げない。尚、支部長は、幹事を任

命し、幹事の中から事務局長を指名する。

5 改正の施行

から事務局長を指名する。

付則-4で改正の施行日を次のようにする。

付則-4 この改正は、平成30年(西暦2018年)11月17日より施行する。